

## 令和5年4月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時  
令和5年4月28日（金）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時15分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所302・303会議室（南庁舎3階）
- 3 出席委員  
農業委員11名
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者  
1名
- 6 出席した事務局職員  
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査
- 7 議題等  
第8号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第9号議案 農用地利用集積計画の決定について  
報告事項  
報告事項6 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより4月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、佐藤庸子委員、柘原 圭子委員にお願いをいたします。

会 長	<p>本日の付議事件としては、第8号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第9号議案「農用地利用集積計画の決定について」が2件でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第8号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定による許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p>
課長補佐	<p><b>【番号1 調書を朗読】</b></p> <p>番号1の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準から見た意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>4月21日、若杉満委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、上の山町地内で中央通り宮下橋南の交差点から東へ約300メートルに位置している荒廃農地です。周辺の状況は、東側が宅地及び令和4年1月に許可を受けた申請者所有の雑種地で、西側が山林及び公衆用道路、南側は公衆用道路、北側は市道となっております。</p> <p>申請者は、建設業を営んでおり、現在申請地の東側を資材置場として利用していますが、業績の伸びに比例して資材が増え、駐車場も必要になり、土砂の置場も必要となりました。そのため、利便性、広さ、近隣迷惑等の観点から、申請者の事業基盤として永続的に利用できる本件土地を選定し、駐車場及び資材置場として利用するものです。</p> <p>周辺への影響については、雨水は申請地内で自然浸透とし、土地の造成は行わず、従来の高さのまま利用する計画のため、転用によって影響は発生しないと考えます。また、残る周辺農地の所有者の承諾も得ており、万一影響を及ぼした場合には責任をもって対処するとの一文もあることから、調査員の意見としては、許可の基準を満たしており、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
松原八壽雄 委 員	<p>西の柵に集められた水が北に流れて矢田川に流れるということでしょうか。</p>

飯沼勝則 委 員	主に自然浸透ですが、溢れた場合はそのような流れになると思われ れます。
松原八壽雄 委 員	全ての水を自然浸透することが可能とは思えないため、流れ出ると 思われますが、周辺に影響があるのではないのでしょうか。
若杉 満 委 員	流れた場合も、北側に農地がないため、農地に影響を及ぼすこと はありません。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。 第8号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	<b>【挙手全員】</b>
会 長	挙手全員により、第8号議案について、許可相当とすることに決 定しました。 続いて、第9号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務 局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第9号議案について説明します。 この議案は、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基 づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるも ので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に 賃借権を設定するものでございます。なお、農業経営基盤強化促進 法の改正に伴い、農用地利用集積計画は、農用地利用集積等促進計 画へと変更されましたが、地域計画策定までの間は、従来の方 式で権利設定を行います。内容につきましては、別紙調書のとおりで ございます。 <b>【第9号議案 調書の説明】</b> なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県 農業振興基金であることから、従前の農業経営基盤強化促進法第1 8条第3項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご 審議をお願いします。
会 長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第9号議案について、何か質問はございませんか。 <b>【質疑応答】</b>
松原八壽雄 委 員	権利の設定を受ける者について、住所が遠方だが経営に問題はあ りませんか。
課長補佐	現在経営している畑と出荷している名古屋の市場の通り道である ことから、経営に問題はないと当人から聞いております。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第9号議案について 賛成のかたは挙手をお願いします。

委 員	【挙手多数】
会 長	挙手多数により、第9号議案については賛成することに決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項6「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項6「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 1としまして、農地法第4条による届出が、2件で769.43平方メートル、主な概要は、西大道町地内で集合住宅2件です。 2としまして、農地法第5条による届出が8件で3,635平方メートル、主な概要は、西山町地内ほかで一般個人住宅7件、露天駐車場1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	2点ございます。 7月に委員の改選はありますが、参考にご連絡させていただきます。 1点目は、「令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について」です。来る9月4日（月）、稲沢市民会館にて、例年実施されている農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が開催されます。農業委員の皆さんにおかれましては、ご出席頂きますようお願いするとともに、当日の都合についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。 2点目は、「全国農業委員会会長大会について」です。来る5月30日（火）、東京都文京区の「文京シビックホール」にて、「全国農業委員会会長大会」が開催されます。全国の農業委員会会長、都道府県農業会議職員等、約1,800人が参加し、「農地利用の最適化」のための議案の審議等が予定されています。後ほど、出席者を決定しますので、よろしく願いいたします。 お知らせは以上です。

会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は5月26日(金)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>
-----	--